



# Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ 税理士法人

2015年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## ベトナム税務総局および地方税務署に移転価格調査チームが発足

Global Tax Update 2015年6月号の「[2015年度移転価格調査:体制強化の動き](#)」でもお伝えしたとおり、ベトナム財務省および税務総局(General Department of Taxation)は**移転価格調査チームの一層の強化を図っている**。その一環として税務総局は、Decision 1574/QD-TCT および Decision 1575/QD-TCT(いずれも2015年9月1日付)を発表し、税務総局ならびにハノイ市、ホーチミン市、ビンズン省およびドンナイ省等の主要都市の地方税務署(Provincial Departments of Taxation)に移転価格調査チームを設置したことを発表した。

当該移転価格調査チームは**2015年10月1日**より正式に始動する。

### (1) 移転価格調査チームの役割および業務の概要

#### 1) 税務総局および地方税務署の移転価格調査チームが共同で行う業務

これら二つの Decision によると、税務総局および地方税務署の移転価格調査チームは、以下の業務に共同で取り組む。(a) 移転価格調査の年次計画作成、(b) 移転価格調査の実施、(c) 当該事業年度に実施した移転価格調査の結果の総括および評価等。

また、事前確認(APA)の対応も行うことになる。

さらに、実施が決定された調査案件の管理監督および移転価格調査に関する専門知識やスキルの向

上についても共同で取り組むことになる。

#### 2) 税務総局または地方税務署がそれぞれ行う業務

**移転価格調査全般に関するアドバイザーとしての役割を果たすため**、税務総局移転価格調査チームは、上記業務に加え以下の業務を行う。

- 調査手順の策定および研修資料の作成
- 一定の関連者間取引の市場価格算定に関する文書の分析、作成および追加修正
- 不適切な移転価格ポリシーに対する追加修正の提案
- 移転価格上問題となり得る具体的な兆候の調査および分析
- 調査に使用される、移転価格リスク評価基準の設定
- 移転価格調査年次計画の対象となる高リスク分野の特定を目的とする、関連会社間取引の分析および評価
- 調査実施時における関係当局との連携
- 権限当局からの要請および指示に基づく関係機関への十分な情報開示

地方税務署の移転価格調査チームは各地で移転価格調査を実施するとともに以下の業務も担う。

- 税務総局の計画または他の税務チーム、上

## 層機関および政府当局からの要請に基づく移転価格調査の実施

- 移転価格規定違反の疑いの調査、検証および解決
- 適切な租税管理を目的とする、関係当局への情報および調査結果の提供

## (2) 納税者がとるべき対策

前回の提言でも述べたとおり、企業のコンプライアンス状況を改善し、移転価格調査期間中の税務当局との協力を深めるためには以下の点について注意が必要である。

- 移転価格フォームの作成には十分な時間および労力を費やし、所定の提出期限までに(つまり年次法人税申告書と一緒に)提出する。提出フォームは、当該企業がどの程度移転価格税制を遵守できているかについて評価する最初の指標となる
- 年次移転価格文書および関係書類は同時文書化し、毎年更新する
- 移転価格リスクの自己査定を実施し、既存文書に対して必要な修正を自発的に行い、コンプライアンス強化に努める
- 税務当局の要請に応じて移転価格調査に関する情報を提供する際は、当該情報の提出前に十分な検証とレビューを行う

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。  
[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝

[kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元

[gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平

[juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要:

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス:

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。